

平成23年10月26日

ユネスコ無形文化遺産保護条約「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表（代表一覧表）」への記載に関する補助機関による勧告について

ユネスコホームページにおいて、ユネスコ無形文化遺産保護条約政府間委員会（注1）の補助機関（注2）による勧告が公開されたところ、お知らせします。

この補助機関による勧告を受けて、本年11月にバリ（インドネシア）で開催される第6回政府間委員会においてユネスコ無形文化遺産保護条約「代表一覧表」への記載に関する最終決定がなされます。

I. 補助機関による勧告（我が国は6件が補助機関の事前審査を受けた）

<「代表一覧表」への記載に関して、「記載」の勧告を受けた我が国の無形文化遺産（2件）>

みぶ はなたうえ
壬生の花田植

（昭和51年：広島）重要無形民俗文化財（風俗慣習：娯楽・行事、生産・生業、人生儀礼、社会生活（民俗知識））

さだしんのう
佐陀神能

（昭和51年：島根）重要無形民俗文化財（民俗芸能：神楽）

<「代表一覧表」への記載に関して、「情報照会」の勧告を受けた我が国の無形文化遺産（4件）>

ほんみのし
本美濃紙

（昭和44年）重要無形文化財（工芸技術：陶芸、漆芸、手漉和紙）

ちちぶまつり かぐら
秩父祭の屋台行事と神楽

（昭和54年：埼玉）重要無形民俗文化財（風俗慣習：祭礼（信仰））

たかやままつり
高山祭の屋台行事

（昭和54年：岐阜）重要無形民俗文化財（風俗慣習：祭礼（信仰））

おが
男鹿のナマハゲ

（昭和53年：秋田）重要無形民俗文化財（風俗慣習：年中行事）

※全世界では49件中「記載」が17件、「情報照会」が26件、「不記載」が5件、「補助機関内で意見の一致が得られず」が1件であった。

<担当> 文化庁文化財部伝統文化課

課長 湊屋 治夫（内線 2859）

文化財国際協力室長 南 新平（内線 3056）

室長補佐 竹田 透（内線 3143）

係長 香取 雄太（内線 2870）

電話：03-5253-4111（代表） 03-6734-3056（直通）

FAX：03-6734-3820

Ⅱ. 今後の予定

平成23年11月22～29日 第6回政府間委員会（バリ（インドネシア））で
「代表一覧表」への記載について最終決定

（注1）「政府間委員会」：ユネスコ無形文化遺産保護条約の締約国（2011年8月末現在、137ヶ国）から選出された24カ国で構成され、年1回（毎年11月）開催。補助機関の勧告を踏まえ、代表一覧表への記載について最終決定する。

（注2）「補助機関」：政府間委員会の委員国から選出された6ヶ国で構成された機関。「代表一覧表」への記載提案について事前に審査を行い、政府間委員会に勧告を行う。

ユネスコ無形文化遺産保護条約の代表一覧表 への記載案件の事前審査の結果（補助機関の勧告）

事前審査の結果（補助機関の勧告）

49件中、「記載」17件（我が国は2件）、「情報照会」26件（我が国は4件）、「不記載」5件、「補助機関内で意見の一致が得られず」1件

（国別内訳）

- ・「記載」：日本2、韓国2、クロアチア2、ベルギー1、中国1、コロンビア1、キプロス1、チェコ1、マリ・ブルキナファソ・コートジボアール3カ国共同1、メキシコ1、ペルー1、ポルトガル1、スペイン1、トルコ1
- ・「情報照会」：インド6、中国5、日本4、韓国4、モンゴル3、ベラルーシ1、イラン1、オマーン1、トルコ1
- ・「不記載」：モンゴル2、フランス1、オマーン1、スペイン1
- ・「補助機関内で意見の一致が得られず」：フランス1

<参考>代表一覧表以外の事前審査の結果（我が国の案件はない）

1. 緊急保護一覧表の事前審査の結果（諮問機関の勧告）

23件中、「記載」5件、「不記載」15件、「諮問機関内で意見の一致が得られず」3件

（国別内訳）

- ・「記載」：イラン2、中国1、インドネシア1、ベトナム1
- ・「不記載」：モンゴル5、アルメニア2、アラブ首長国連邦2、カンボジア1、中央アフリカ共和国1、グアテマラ1、ケニア1、マリ1、ペルー1
- ・「諮問機関内で意見の一致得られず」：ブラジル1、モーリタニア1、モンゴル1

2. ベストプラクティスの事前審査の結果（諮問機関の勧告）

12件中、「選定」5件、「非選定」7件

（国別内訳）

- ・「選定」：ブラジル2、ベルギー1、ハンガリー1、スペイン1
- ・「非選定」：ブラジル3、スペイン2、アルゼンチン1、ラトビア1

3. 2万5千ドル以上の国際援助の事前審査の結果（諮問機関の勧告）

4件中4件とも「非承認」

（国別内訳）

- ・「承認」：なし
- ・「非承認」：ボリビア・チリ・ペルー3カ国共同1、モンゴル1、ウガンダ1、ウルグアイ1

<用語解説>

- 「**政府間委員会**」：ユネスコ無形文化遺産保護条約の締約国（2011年8月末現在、137ヶ国）から選出された24カ国で構成され、年1回（毎年11月）開催。補助機関の勧告を踏まえ、代表一覧表への記載について最終決定する。
- 「**補助機関**」：政府間委員会の委員国から選出された6ヶ国で構成された機関。「代表一覧表」への記載提案について事前に審査を行い、政府間委員会に勧告を行う。現在、イタリア、クロアチア、ヴェネズエラ、韓国、ケニア及びヨルダンによって構成されている。
- 「**諮問機関**」：政府間委員会で選出された6つのNGOと6人の専門家で構成された機関。緊急保護一覧表への記載要請、ベストプラクティスの選定提案及び2万5千ドル以上の国際援助の承認要請につき、事前に審査を行い、政府間委員会に勧告を行う。
- 「**緊急保護一覧表**」：ユネスコ無形文化遺産保護条約に基づく緊急に保護する必要がある無形文化遺産の一覧表。諮問機関の事前審査による勧告を踏まえ、政府間委員会で記載が決定される。
- 「**ベストプラクティス**」：無形文化遺産を保護するための国家的、小地域的及び地域的な計画、事業及び活動であって、ユネスコ無形文化遺産保護条約の原則及び目的を最も反映していると判断する事例。諮問機関の事前審査による勧告を踏まえ、政府間委員会で選定が決定される。
- 「**2万5千ドル以上の国際援助**」：ユネスコ無形文化遺産保護条約に基づき、締約国は無形文化遺産を保護するためにユネスコに対して国際援助を要請することができる。国際援助のうち、2万5千ドル以上のものは、諮問機関の事前審査による勧告を踏まえ、政府間委員会で承認が決定される。

補助機関により「情報照会」の勧告を受けた我が国の案件への指摘事項

○本美濃紙

(勧告の概要)

基準1(申請案件が条約第2条に定義された「無形文化遺産」を構成すること。)につき、日本は既に代表一覧表に記載されている日本の無形文化遺産によく似た表現で今回の提案書を記述しているため、両件に係わる団体を含めて拡張した提案書を再提出するのではなく、あえて単独で提案書を提出することを正当化するような情報を更に提供する必要がある。

基準2(申請案件の記載が、無形文化遺産の認知、重要性に対する認識を確保し、対話を誘発し、よって世界的に文化の多様性を反映し且つ人類の創造性を証明することに貢献するものであること。)につき、今回の案件は既に代表一覧表に記載されている石州半紙に形式的にも象徴的にも類似しているため、日本は今回の案件を代表一覧表に記載することが、無形文化遺産の重要性に対するより一層の認識の確保を推進することに如何に貢献するのかを説明する必要がある。

○秩父祭の屋台行事と神楽

(勧告の概要)

基準1(申請案件が条約第2条に定義された「無形文化遺産」を構成すること。)につき、日本は既に代表一覧表に記載されている日本の無形文化遺産によく似た表現で今回の提案書を記述しているため、両件に係わる団体を含めて拡張した提案書を再提出するのではなく、あえて単独で提案書を提出することを正当化するような情報を更に提供する必要がある。

基準2(申請案件の記載が、無形文化遺産の認知、重要性に対する認識を確保し、対話を誘発し、よって世界的に文化の多様性を反映し且つ人類の創造性を証明することに貢献するものであること。)につき、今回の案件は既に代表一覧表に記載されている甕島のトシドンに形式的にも象徴的にも類似しているため、日本は今回の案件を代表一覧表に記載することが、無形文化遺産の重要性に対するより一層の認識の確保を推進することに如何に貢献するのかを説明する必要がある。

○高山祭の屋台行事

(勧告の概要)

基準1(申請案件が条約第2条に定義された「無形文化遺産」を構成すること。)につき、日本は既に代表一覧表に記載されている日本の無形文化遺産によく似た表現で今回の提案書を記述しているため、両件に係わる団体を含めて拡張した提案書を再提出するのではなく、あえて単独で提案書を提出することを正当化するような情報を更に提供する必要がある。

る。

基準2(申請案件の記載が、無形文化遺産の認知、重要性に対する認識を確保し、対話を誘発し、よって世界的に文化の多様性を反映し且つ人類の創造性を証明することに貢献するものであること。)につき、今回の案件は既に代表一覧表に記載されている甌島のトシドンに形式的にも象徴的にも類似しているので、日本は今回の案件を代表一覧表に記載することが、無形文化遺産の重要性に対するより一層の認識の確保を推進することに如何に貢献するのかを説明する必要がある。

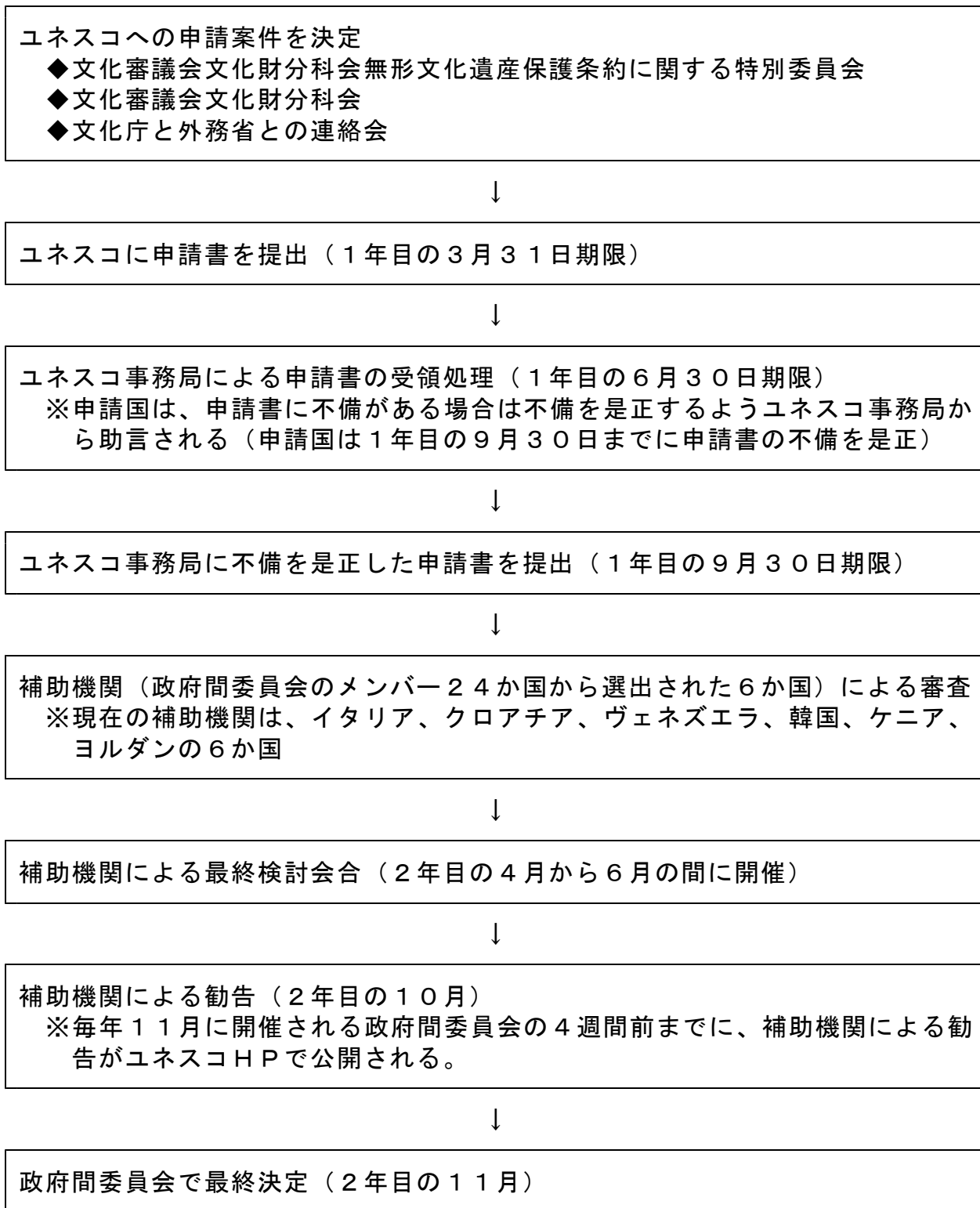
○男鹿のナマハゲ

(勧告の概要)

基準1(申請案件が条約第2条に定義された「無形文化遺産」を構成すること。)につき、日本は既に代表一覧表に記載されている日本の無形文化遺産によく似た表現で今回の提案書を記述しているので、両件に係わる団体を含めて拡張した提案書を再提出するのではなく、あえて単独で提案書を提出することを正当化するような情報を更に提供する必要がある。

基準2(申請案件の記載が、無形文化遺産の認知、重要性に対する認識を確保し、対話を誘発し、よって世界的に文化の多様性を反映し且つ人類の創造性を証明することに貢献するものであること。)につき、今回の案件は既に代表一覧表に記載されている甌島のトシドンに形式的にも象徴的にも類似しているので、日本は今回の案件を代表一覧表に記載することが、無形文化遺産の重要性に対するより一層の認識の確保を推進することに如何に貢献するのかを説明する必要がある。

ユネスコ無形文化遺産条約代表一覧表への登録プロセス



<政府間委員会の決定は次の3区分>

- ①「記載 (inscribe)」：無形文化遺産保護条約代表一覧表に記載するもの
- ②「情報照会 (refer)」：追加情報を提出締約国に求めるもの。再申請が可能。
- ③「不記載 (Decide not to inscribe)」：無形文化遺産保護条約代表一覧表の記載にふさわしくないもの。4年間再申請できない。

ユネスコ無形文化遺産保護条約代表一覧表への記載基準

ユネスコ無形文化遺産保護条約締約国会議で決定する運用指示書に次の通り規定されている。

段落2 申請国は、申請書において、代表一覧表への記載申請案件が、次のすべての条件を満たしていることを証明するよう求められる。

- 1 申請案件が条約第2条に定義された「無形文化遺産」を構成すること。
- 2 申請案件の記載が、無形文化遺産の認知、重要性に対する認識を確保し、対話を誘発し、よって世界的に文化の多様性を反映し且つ人類の創造性を証明することに貢献するものであること。
- 3 申請案件を保護し促進することができる保護措置が図られていること。
- 4 申請案件が、関係する社会、集団および場合により個人の可能な限り幅広い参加および彼らの自由な、事前の説明を受けた上での同意を伴って提案されたものであること。
- 5 条約第11条および第12条に則り、申請案件が提案締約国の領域内にある無形文化遺産の目録に含まれていること。

<参考>ユネスコ無形文化遺産保護条約（抄）

第2条 定義

この条約の適用上、

1 「無形文化遺産」とは、慣習、描写、表現、知識及び技術並びにそれらに関連する器具、物品、加工品及び文化的空間であって、社会、集団及び場合によっては個人が自己の文化遺産の一部として認めるものをいう。この無形文化遺産は、世代から世代へと伝承され、社会及び集団が自己の環境、自然との相互作用及び歴史に対応して絶えず再現し、かつ、当該社会及び集団に同一性及び継続性の認識を与えることにより、文化の多様性及び人類の創造性に対する尊重を助長するものである。この条約の適用上、無形文化遺産については、既存の人権に関する国際文書並びに社会、集団及び個人間の相互尊重並びに持続可能な開発の要請と両立するもののみ考慮を払う。

2 1に定義する「無形文化遺産」は、特に、次の分野において明示される。

- (a) 口承による伝統及び表現（無形文化遺産の伝達手段としての言語を含む。）
- (b) 芸能
- (c) 社会的慣習、儀式及び祭礼行事
- (d) 自然及び万物に関する知識及び慣習
- (e) 伝統工芸技術

第11条 締約国の役割

締約国は、次のことを行う。

- (a) 自国の領域内に存在する無形文化遺産の保護を確保するために必要な措置をとること。
- (b) 第2条3に規定する保護のための措置のうち自国の領域内に存在する種々の無形文化遺産の認定を、社会、集団及び関連のある民間団体の参加を得て、行うこと。

第12条 目録

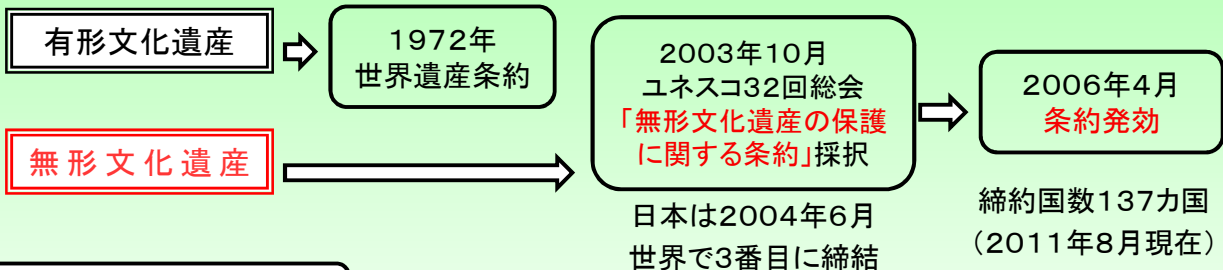
1 締約国は、保護を目的とした認定を確保するため、各国の状況に適合した方法により、自国の領域内に存在する無形文化遺産について一又は二以上の目録を作成する。これらの目録は、定期的に更新する。

無形文化遺産保護条約「代表一覧表」への我が国の審査状況

	重要無形文化財					重要無形民俗文化財									選定保存技術	
	芸能		工芸技術			風俗慣習			民俗芸能					民俗技術	保持者	保存団体
	各個認定	総合認定	各個認定	保持団体認定		祭礼(信仰)	年中行事	娯楽・競技、生産・生業、人生儀礼、社会生活(民俗知識)	神楽	田楽	風流	渡来芸・舞台芸	語り物・祝福芸、延年・おこない、総合的	民俗技術		
			染織	陶芸、漆芸、手漉和紙												
件数 (23.8.1現在)	39	12	43	7	7	56	30	21	32	24	34	36	28	10	45	29
第1回記載 (13件)	第1回審査 (H21.9.30)	雅楽(S30)	小千谷縮・越後上布(S30)	石州半紙(S44)	○日立風流物(S52:茨城) ○京都祇園祭の山鉾行事(S54:京都)	甕島のトシドン(S52:鹿児島)	奥能登のあえのこと(S51:石川)	早池峰神楽(S51:岩手)	秋保の田植踊(S51:宮城)	チャッキラコ(S51:神奈川)	大日堂舞楽(S51:秋田)	○ 題目立(S51:奈良)[語] ○ アイヌ古式舞踊(S59:北海道)				木造彫刻修理(S51) (取下げ)
第2回記載 (2件)	第2回審査 (H22.11.16)	組踊(S47)	結城紬(S31)													
第3回審査 (H23.11)				(第1位)本美濃紙(S44)	(第2位)秩父祭の屋台行事と神楽(S54:埼玉) (第3位)高山祭の屋台行事(S54:岐阜)	(第4位)男鹿のナマハゲ(S53:秋田)	(第5位)壬生の花田植(S51:広島)[生]	(第6位)佐陀神能(S51:島根)	平成23年審査 (6件:「記載」2件(枠内塗りつぶし),「情報照会」4件)							
第4回審査								(第7位)那智の田楽(S51:和歌山)	(第8位)綾子踊(S51:香川)	(第9位)諸鈍芝居(S51:鹿児島)	(第10位)多良間の豊年祭(S51:沖縄)[総]					(第11位)建造物修理・木工(S51) (第12位)木造彫刻修理(S51)
								平成24年以降の審査								

無形文化遺産の保護に関する条約の概要

経緯



無形文化遺産の概要

(分野の例示) 芸能、社会的慣習、祭礼行事、伝統工芸技術など

条約の内容

無形文化遺産代表一覧表の作成

※ 2008年11月代表一覧表に統合

人類の口承及び無形遺産に関する傑作の宣言 全90件

- ・ 第1回 (2001) 能楽を含む19件
- ・ 第2回 (2003) 人形浄瑠璃文楽を含む28件
- ・ 第3回 (2005) 歌舞伎を含む43件

人類の無形文化遺産の代表的な一覧表(代表一覧表)
2009年9月から記載開始

世界で213件が記載(2010年11月現在)

締約国が提案

政府間委員会の補助
組織による検討

政府間委員会において決定

「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表」に記載された我が国の無形文化遺産

●重要無形文化財

- ・ 能楽(のうがく)
- ・ 人形浄瑠璃文楽(にんぎょうじょうりぶんらく)
- ・ 歌舞伎(かぶき)
- ・ 雅楽(ががく)
- ・ 小千谷縮・越後上布(おぢやちぢみ・えちごじょうふ)
- ・ 石州半紙(せきしゅうばんし)
- ・ 組踊(くみおどり)
- ・ 結城紬(ゆうきつむぎ)

●重要無形民俗文化財

- ・ 日立風流物(ひたちふりゅうもの)
- ・ 京都祇園祭の山鉾行事(きょうとぎおんまつりのやまほこぎょうじ)
- ・ 甌島のトシドン(こしきじまのとしどん)
- ・ 奥能登のあえのこと(おくのとのあえのこと)
- ・ 早池峰神楽(はやちねかぐら)
- ・ 秋保の田植踊(あきうのたうえおどり)
- ・ チャッキラコ(ちゃっきらこ)
- ・ 大日堂舞楽(だいにちどうぶがく)
- ・ 題目立(だいもくたて)
- ・ アイヌ古式舞踊(あいぬこしきぶよう)

計 18 件

上記の他、各締約国の無形文化遺産の「目録」作成、「緊急に保護する必要のある無形文化遺産の一覧表」作成、無形文化遺産基金による「国際援助」などを実施。

壬生の花田植（みぶのはなたうえ）

1. 提案区分：重要無形民俗文化財（風俗慣習：娯楽・競技、生産・生業、人生儀礼、社会生活（民俗知識））

2. 都道府県名：重要無形民俗文化財の所在地

広島県：山県郡北広島町

3. 保護団体：壬生の花田植保存会

4. 指定年月日：昭和51年5月4日

5. 条約第2条の該当分野：

（c）社会的慣習、儀式及び祭礼行事

6. 概要：

壬生の花田植は、毎年6月の第一日曜日に行われる。田に田の神を祀って田植えを行い、稲の生育と豊作を祈願する行事である。まず、飾りたてた牛による代掻きが行われ、次いで苗取りが済むと田に田の神が迎えられて田植えとなる。田植えは、音頭取りの指揮にしたがって囃子が奏され、美しく着飾った早乙女と呼ばれる女性が田植え歌を歌いながら苗を植えていく。稲作に従事してきた日本人の基盤的生活の特色を典型的に示す農耕行事である。

7. 写真



代掻き



田植え

佐陀神能（さだしんのう）

1. 提案区分：重要無形民俗文化財（民俗芸能：神楽）

2. 都道府県名：重要無形民俗文化財の所在地

島根県：松江市

3. 保護団体：佐陀神能保持者会

4. 指定年月日：昭和51年5月4日

5. 条約第2条の該当分野：(b) 芸能

6. 概要：

佐陀神能は、七座神事の舞、式三番、神能の三部で構成される神楽である。佐太神社で毎年9月24日に行われる御座替祭と翌25日に演じられる。御座替祭は、佐太神社の本殿三社はじめ境内各社の御神座の莫塵を新しいものと替える行事である。この折に演じられる七座神事の舞は「剣舞」「散供」「御座」「清目」「勸請」などである。舞い手は、面を着けず、各演目に応じて手に鈴や剣、莫塵、御幣などを持って舞う。これらは舞の場を清め神を迎えるものとされる。

式三番は「翁」「千歳」「三番叟」であり能楽の影響を受けた演目である。神能は、舞い手が仮面をつけて演じる演劇的なもので、「八重垣」「大社」「日本武」など、日本の古代神話を題材にしたものが中心である。式三番と神能は、同社の神職が慶長年間（1596～1615）に京都で能楽を学び、以前から行われていた七座神事の舞に組み合わせたものといわれる。

7. 写真



おおやしろ
「大社」



やえがき
「八重垣」

本美濃紙（ほんみのし）

1. 提案区分：重要無形文化財（工芸技術：陶芸、漆芸、手漉和紙）

2. 保持団体：本美濃紙保存会

3. 指定年月日：昭和44年4月15日

4. 条約第2条の該当分野：(e) 伝統工芸技術

5. 概要：

本美濃紙は、岐阜県美濃市^{わらび}蕨生地区に伝承されてきた^{こうぞ}楮和紙の製作技術である。美濃の地域では早くから紙が漉かれ、大宝2(702)年の美濃国の戸籍用紙が正倉院に残る。中世からは多様な紙が漉かれたが、なかでも本美濃紙は、江戸時代以来、最高級の障子紙として高く評価されてきた。現在の用途は、障子紙のほか文化財保存修理用紙等である。

入念な手作業で原料処理を行い、不純物をよく取り除いて楮の繊維のみを用い、良質な製作用具を使用して我が国特有の流し漉きで漉き、板に貼りつけて天日乾燥する。紙漉きの工程では、前後方向だけでなく左右方向にも用具を動かすため、繊維がむらなく整然と広がり、美しく漉き上がる。現在、本美濃紙保存会会員と研修生たちによって、技術の伝承活動が行われている。

6. 写真



楮の川ざらし



紙漉き

秩父祭の屋台行事と神楽

(ちちぶまつりのやたいぎょうじとかぐら)

1. 提案区分：重要無形民俗文化財（風俗慣習：祭礼（信仰））

2. 都道府県名：重要無形民俗文化財の所在地

埼玉県：秩父市

3. 保護団体：秩父祭保存委員会

4. 指定年月日：昭和54年2月3日

5. 条約第2条の該当分野：

(c) 社会的慣習、儀式及び祭礼行事

6. 概要：

秩父祭の屋台行事と神楽は秩父市の中心部に祀られる秩父神社の例大祭に行われる行事である。市内6地区から出される2基の笠鉦と4台の屋台が秩父神社に勢揃いした後、御旅所まで巡行し、深夜に各町内に帰る行事で、屋台の巡行時には豪壮な秩父ばやしが演奏される。

町内の定められた場所に停められた屋台は展開して舞台となり地域に伝承される歌舞伎が上演される。また、秩父神社神楽殿と御旅所では神楽も演じられる。

この行事は笠鉦・屋台の巡行を中心に歌舞伎や地域的特色豊かな神楽などが上演される。

7. 写真



屋台での公演



囃し手

高山祭の屋台行事（たかやままつりのやたいぎょうじ）

1. 提案区分：重要無形民俗文化財（風俗慣習：祭礼（信仰））
2. 都道府県名：重要無形民俗文化財の所在地
岐阜県：高山市
3. 保護団体：日枝神社氏子山王祭保存会、八幡神社氏子八幡祭保存会
4. 指定年月日：昭和54年2月3日
5. 条約第2条の該当分野：
（c）社会的慣習、儀式及び祭礼行事

6. 概要：

高山祭の屋台行事は市内に祀られる日枝神社の山王祭と八幡神社の八幡祭の総称であり、それぞれ4月と10月に行われる。春の山王祭には12台、秋の八幡祭には11台のからくり人形などをのせた屋台が曳き出されて町内を練り歩き、鶏頭楽や獅子舞なども行われる。江戸後期に発達したといわれる華麗な屋台では、からくり人形の上演が行われたり、囃子の演奏が行われるなど、この地域の屋台行事の特色を示す祭礼行事となっている。

宮本、年行事と呼ばれる役の者の指示で屋台の巡行が行われることや、屋台を維持運営する組織としての屋台組の存在など祭祀組織にも地域的特色がみられる。

7. 写真



高山祭の屋台行事(春)



高山祭の屋台行事(秋)

男鹿のナマハゲ（おがのなまはげ）

1. 提案区分：重要無形民俗文化財（風俗慣習：年中行事）

2. 都道府県名：重要無形民俗文化財の所在地

秋田県：男鹿市

3. 保護団体：男鹿のナマハゲ保存会

4. 指定年月日：昭和53年5月22日

5. 条約第2条の該当分野：

(c) 社会的慣習、儀式及び祭礼行事

6. 概要：

男鹿のナマハゲは、秋田県の男鹿半島一帯に伝承される来訪神の行事である。大晦日（12月31日）の夜に、若者たちが鬼の面や藁蓑などを身につけてナマハゲと呼ばれる神に扮装し、家々を訪れる。ナマハゲは、恐ろしい声をあげて怠け者や子供などを戒め、家の主人から酒食のもてなしを受けた後、次の家へ向かう。新年や季節の変わり目に神々が訪れて人々に祝福を与える、あるいは、神々が訪れることで年が改まる、という日本人の民間信仰や神観念を伝える行事である。

7. 写真



家へ向かうナマハゲ



家を訪れるナマハゲ